

板橋区行き止まり道路緊急避難路整備要綱
(平成9年9月25日区長決定)

改正 平成20年10月1日20板都市第171号
一部改正 令和3年4月1日2板都市第410号

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に行き止まり道路の沿道の住居者の安全を守るために、行き止まり道路における緊急避難路の確保及び整備について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に定める道路及び国又は地方公共団体が所有し、現に一般交通の用に供されている道路をいう。
- (2) 私道 私人の所有地で、かつ、現に一般交通の用に供されている道路をいう。
- (3) 行き止まり道路 公道又は私道で、袋小路状の形態をした道路をいう。
- (4) 災害時 緊急に避難を要する震災や火災等の発生時をいう。
- (5) 緊急避難路 災害時のみに、当該行き止まり道路に接していない公道又は私道へ避難できるように設ける通路をいう。
- (6) 権利者 緊急避難路を整備する土地について、所有権又は借地権を有する者をいう。

(対象地区)

第3条 緊急避難路の整備対象地区は、板橋区全地域とする。

(協議)

第4条 権利者及び区長は、次の各号に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 緊急避難路の整備に関すること。
- (2) 緊急避難路の維持管理に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(協定書の締結)

第5条 前条の協議が整ったときは、協定書(別記第1号様式)を締結する。

2 前項に規定する協定書には、次の各号に掲げる図書を添付する。

- (1) 案内図・現況図
- (2) 配置図(整備計画図)
- (3) その他必要とする図面・書類等

(整備)

第6条 区長は、前条の規定に基づく協定書を締結したときは、緊急避難路整備を行なうものとする。

2 緊急避難路は、次の各号に定める要件を満たしているものとする。

- (1) 緊急避難路の幅員は、原則として、90センチメートル以上であること。
- (2) 緊急避難路は、原則として、平坦なものであること。
- (3) 緊急避難路の通路には、原則として、障害物がないものであること。
- (4) 緊急避難路の出入口の構造は、緊急時に容易に避難できる構造であること。

3 緊急避難路の整備についてその他必要な事項は、別に定める。

(緊急避難路の表示)

第7条 区長は、第5条に基づく協定書を締結したときは、原則として、緊急避難路の表示をする。

(協定の解除等)

第8条 協定をした権利者は、第5条の協定書を締結した後、やむを得ない理由により、協定を解除しようとするときは、緊急避難路整備協定解除届(別記第2号様式)を、協定内容を変更しようとするときは、緊急避難路整備協定変更届(別記第3号様式)を区長へ提出しなければならない。

(維持管理)

第9条 協定をした権利者は、緊急避難路の日常の維持及び管理を自主的に行うものとする。

2 区長は、協定をした権利者の届け出に基づき、保守及び修理を行うものとする。

3 前項の保守及び修理は、板橋区が費用を負担する。

(委任)

第10条 この要綱に定めない事項で、施行について必要な事項は、まちづくり推進室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

[要綱] 別記第1号様式(第5条関係)

行き止まり道路の緊急避難路の整備及び維持管理に関する協定書

東京都板橋区(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間において、次の条項により、行き止まり道路の緊急避難路(以下「緊急避難路」という。)の整備及び維持管理に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、次に掲げる緊急避難路の整備及び維持管理に関し、必要な基本的事項を定める。

- (1) 所在地 (地名地番) 東京都板橋区 丁目 番
(住居表示) 東京都板橋区 丁目 番 号
- (2) 対象路線 緊急避難路 路線

(整備)

第2条 甲は、前条の対象路線を災害時に利用できる緊急避難路として、乙との協議のうえ整備するものとする。

(維持管理)

第3条 乙は、緊急避難路が常に良好な状態で使用できるように緊急避難路の維持管理を行うものとする。

- 2 緊急避難路の保守等に要する経費で、特に必要と認めるものについては、その都度、甲乙協議のうえ、甲において負担するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までの5年間とする。

ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

(細目)

第5条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

なお、緊急避難路の利用については、甲乙協議のうえ、関係する行き止まり道路沿道の住民に周知するものとする。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙間で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

年 月 日

東京都板橋区板橋二丁目66番1号
甲 東京都板橋区
代表者 東京都板橋区長 印

乙 印

緊急避難路整備協定解除届

東京都板橋区長 様

郵便番号

住 所

権利者

氏 名

印

電話番号

板橋区行き止まり道路の緊急避難路整備要綱に基づき、下記協定の解除を届け出ます。

記

- 1 協定番号 年度第 号
- 2 緊急避難路の所在地 (地名地番) 板橋区 丁目 番
(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 3 解除の理由

理 由

--	--

緊急避難路整備協定変更届

東京都板橋区長 様

郵便番号

住 所

権利者

氏 名

印

電話番号

板橋区行き止まり道路の緊急避難路整備要綱に基づき、下記協定の内容の変更を届け出ます。

記

- 1 協定番号 年度第 号
- 2 緊急避難路の所在地 (地名地番) 板橋区 丁目 番
(住居表示) 板橋区 丁目 番 号

3 変更内容及びその理由

変更前

[]

変更後

[]

理 由

[]

[]

[]

[]

板橋区行き止まり道路の緊急避難路整備要領

(趣旨)

第1条 この要領は、板橋区行き止まり道路の緊急避難路整備要綱(平成9年9月25日区長決定。以下「要綱」という。)第6条及び第9条第2項の規定に基づき、緊急避難路の整備について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で定める用語の例による。

(整備に伴う工事の内容)

第3条 要綱第6条1項の規定に基づく整備に伴う工事の施工単価は、積算資料等により算出するものとする。

(保守)

第4条 要綱第9条第2項で定める保守及び修理は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、故意に破損したときは、この限りではない。

- (1)生垣及び門扉が破損したとき。
- (2)緊急避難路の表示板等が破損したとき。
- (3)その他必要と認められるもの。

附 則

1 この要領は、平成9年10月1日から施行する。